

秋田県冬の大型観光キャンペーンプロモーション業務委託仕様書

1 趣旨

本業務は、秋田県（以下「甲」という。）がJR東日本の重点販売地域の指定と連携して実施する大型観光キャンペーン（実施期間：令和6年12月～令和7年2月）において、秋田県への誘客促進を図るため、各種媒体を活用したプロモーション等を実施することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月24日まで

3 業務内容

(1) 秋田県冬の大型観光キャンペーン事業の広報計画策定、実施及び進行管理

①別途甲が発注するガイドブック・ポスターデザイン等の制作やオープニングイベント、キャンペーンサイト運営等の各種キャンペーン関連業務を踏まえた広報計画を策定するとともに、各受託事業者との連携による効果的かつ効率的なプロモーションを実施すること。

②広報計画に基づいた、適切な進行管理を行うこと。

③具体的な広報内容は次のとおり。

- ・InstagramやFacebookなどのSNSやウェブ広告を活用したデジタルプロモーション
- ・交通広告や新聞、フリーペーパー等効果的と考えられるオフライン広告
- ・県内および近隣県に向けた告知（ラジオなど）
- ・パブリシティの活用

<全体コンセプト等について>

- ・令和5年度に実施した冬季誘客キャンペーン「冬の秋田はほっとけない！」の継続性を意識しつつ、各広報媒体に適したターゲット層を検討すること。

(例1) キャンペーン用観光ガイドブック・ポスターのターゲット像の一例

⇒首都圏在住の30代女性

(イメージ：東京で働いている娘が母親を誘って一緒に冬の秋田を旅する)

(例2) 体験型アクティビティ（スキーや体験メニュー）のターゲット層の一例

⇒近隣及び首都圏在住の20～40代

<留意事項>

- ・広報計画に対するKPIを提示すること。
- ・秋田県冬の大型観光キャンペーン全体のスケジュールは【資料2一別紙1】「令和6年度 秋田県冬の大型観光キャンペーン事業計画（案）」を参照すること。
- ・キャンペーン用の特設サイトは、令和5年度に甲が実施した冬季誘客キャンペーン用の特設サイト（以下、「特設サイト」とする）を継続して活用すること。

<https://akita-hottokenai.jp/>

※特設サイトの運営は本業務には含まれないが広告配信等で適切に連携を図ること。

- ・デジタルプロモーションの実施に当たっては【資料2一別紙2】留意事項を確認すること。
- ・旅行雑誌への出稿については甲においても実施予定である（1媒体を予定）。
- ・広告配信用のクリエイティブについては、別途甲が委託して制作するキャンペーンロゴマーク、パンフレット、ポスターデータを活用しながら制作することとし、制作に係る費用は本

委託業務の予算に含まれるものとする。

(2) デジタル周遊企画の実施

- ①キャンペーン期間中にデジタル技術を活用した秋田県内の周遊を促す企画の実施・運営を行うこと。
- ②企画の実施に当たっては、秋田県内全市町村の観光コンテンツをスポット情報等として登録し、周遊できる仕組みとすること。

<留意事項>

- ・デジタル周遊企画の実施に必要となるシステム利用料や広報予算も本委託業務の予算に含まれるものとする。
- ・特設サイトやガイドブックでもデジタル周遊企画の告知を行うこととし、必要な広報素材などを特設サイト運営事業者等へ提供すること。

(3) 観光コンテンツの情報収集と特設サイトへの掲載

- ①キャンペーン期間中に実施される観光コンテンツについて、甲の協力の下、500以上を収集し、特設サイトに300程度を掲載すること。

※掲載箇所：冬のおすすめスポット

<https://akita-hottokenai.jp/spot>

- ②掲載する観光コンテンツ例は次のとおり。

- ・市町村等で実施する特別企画
- ・甲が実施する「体験型コンテンツ」や「食に関する冬季誘客促進事業」で制作したコンテンツ
- ・甲が市町村へヒアリングした観光コンテンツ
- ・通年型の観光コンテンツ、体験型の観光コンテンツ
- ・イベント情報
- ・受託者（以下「乙」という。）が収集した観光コンテンツ ほか

- ③観光コンテンツの詳細は、甲が運営する秋田県公式観光サイト「アキタファン」のスポット情報・イベント情報に掲載するので、必要な情報を甲へ提供すること。

(4) 独自提案事項

このほか、「1趣旨」に沿った本事業の効果を高めると考えられる事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

(5) 本事業の分析

- ①業務完了後、実施結果報告に加えて、上記（1）から（4）までの事項を踏まえた本事業の分析結果を提出すること。
- ②分析結果については本事業により創出された誘客効果に関するもののほか、今後、冬季誘客に取り組む上での課題や懸案事項等があれば講評として記載すること。

4 業務進行に伴う条件等

(1) 打合せ等について

- ①広報計画及び広告配信用のクリエイティブ、KPIの設定等については、乙からの企画提案時の提案資料をもとに、甲との打合せを踏まえて修正を加え、最終決定すること。

②乙は、甲が求める打合せに対し、オンラインミーティング等も活用した上で速やかに応じられる体制を整えること。

(2) 広報関係素材等について

広告配信用のクリエイティブ制作に係る写真やイラストなど、画像素材の収集にかかる費用は全て本業務に含まれるものとする。なお、写真素材については、制作・デザイン方針上差支えないと判断される場合、甲で保有している素材の使用についても可能とする。疑義がある場合は甲乙協議の上定めること。

(3) 適正な広告の実施

甲の信用失墜やブランド毀損となる広告掲載は絶対に行わないこと。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定すること。

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

①乙は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせてはならない

②乙は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出して甲の承認を得るものとする

③乙は、上記②により、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めるものとする

(2) 業務の履行に関する措置

①甲は本委託業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある

②乙は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に甲に書面で提出しなければならない

(3) 権利の帰属等

本委託業務で制作された制作物の著作権は甲に帰属することとするが、疑義がある場合は甲乙協議の上定めるものとする

(4) 機密の保持

乙は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外的利用、第三者に開示、漏えいしてはならず、契約終了後も同様とする

(5) 関係法令の遵守

乙は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする